

# 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（令和8年度）

※対象月 2026年4月～2027年3月まで

対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・すべての直接支援に従事した職員</li><li>・保育士・介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士の資格者の児童発達支援管理責任者 サービス管理責任者</li></ul>
配分	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童発達支援管理責任者のうち、児童発達支援管理責任者兼務（2事業所兼務の場合は） 1. 5倍（就業規則第88条服務違反は除外）ただし、児童発達支援管理責任者及びサービス管理責任者1年 目の440万を超えることがない場合がある。</li></ul>

※支給について

3月分の給付額が決定したあとに、月々の処遇改善で1/2以上を給与項目に上げている。